

## 第3回那須塩原市上下水道事業審議会（水道事業） 書面開催結果

### ■審議内容

#### ① 実現方策の実施予定スケジュール（案）について

意見あり 3名      意見なし 10名      （委員全13名）

※提出意見とその対応については、下記表のとおりです。

意 見	対 応
<p><b>全体</b></p> <p>変更になっている項目のほとんどが遅れ気味になっていることが致し方ないことなのか、よろしくないことなのか、わかりかねるが、事業の実現にしっかりと取り組んでいただきたい。</p>	<p><b>修正なし</b></p> <p>※ご指摘のとおり、事業の実現へ取り組んでまいります。</p>
<p><b>P1 予定事業「適切な水質検査の実施」</b></p> <p>第2回審議会時資料「表1 水道事業ビジョン前期の評価報告と今後の方針」中「適切な水質検査の実施」の「今後の方針」について以下のとおり意見を述べる。</p> <p>(原案)引き続き実施する。</p> <p>↓</p> <p>(意見)水質検査の精度管理と信頼性を確保するため、より高い検査結果を市民に提供する。</p> <p>※具体的には、厚労省登録水質検査機関であり、かつ「水道GLP」又は「ISO/IEC17025」を取得している検査機関を委託先とするのが適当であると考えます。</p>	<p><b>意見のとおり</b></p> <p>※実現方策の実施予定スケジュールへの追加ではなく、水道事業ビジョン改定原案本文中へ記載することを予定しております。</p> <p>▶水道GLP 水道水質検査優良試験所規範。 水道事業体の水質検査部門及び登録検査機関が行う、水道水質検査結果の精度と信頼性保証を確保するためのもの。</p> <p>▶ISO/IEC17025 国際標準化機構によって策定された、試験所及び校正機関が特定の試験又は校正を実施する能力があるものとして認定を受けようとする場合の一般要求事項の国際標準規格。</p>

<p><b>P1 予定事業「異常水混入防止」</b></p> <p>異常水混入防止事業の予定時期について以下のとおり意見を述べる。</p> <p>(原案)H29～R2</p> <p>↓</p> <p>(意見)H29～R9</p> <p>※塩素要求量計(アンモニア対応)のみであるが、異常水質で比率の高いのは、油流入事故であるので、新たに基幹浄水場である鳥野目浄水場(表流水)に油分検出装置を設置してはいかがか。</p> <p>(バイオアッセイは、取水口が流域上流でもあり有害物質を使用している工場がないため必要性は低いと考える。)</p>	<p><b>修正なし</b></p> <p>※油流入事故対策として油膜検出装置は設置済みであるため、予定時期の変更は不要と考えます。</p>
<p><b>P1 予定事業「事前行動防災計画」</b></p> <p>業務継続計画(水道 BCP)と記載内容が同一か?あくまでも災害に対しての防災対策のみであれば、水道事業はライフラインでもあり災害の発生状況に応じた復旧時間や業務を継続するための優先順位を記載した新たな計画を策定する必要があると考える。</p>	<p><b>修正なし</b></p> <p>※事前行動防災計画(危機管理マニュアルの中で平成30年6月策定)と業務継続計画(水道 BCP)は同一ではありません。事前行動防災計画では、「タイムライン」の考え方に沿って、風水害、濁水等の災害に対し事前準備から応急対応までの行動計画をフローに示しております。一方、業務継続計画は災害発生時に市民生活を保護するという責務を果たすために災害以外の必要な業務も継続できるよう計画したものです。本市水道事業においては業務継続計画を新たに策定するのではなく、事前行動防災計画等の内容に発生状況に応じた復旧時間や業務を継続するための優先順位を盛り込むことを検討していきます。</p>
<p><b>P3 基本目標「施設規模の適正化」</b></p> <p>本市では、集約型都市構造の実現に向けて、立地適正化計画において市内3つの駅を都市機能誘導区域、その周りを居住誘導区域と定め、令和20年度を目途に緩やかな居住地誘導</p>	<p><b>修正なし</b></p> <p>※「立地適正化計画」は、都市計画の一部を構成するものなので、水道事業の計画論としては、これを考慮する必要があります。しかし、当該計画は超長期の計画であり事業化の詳細</p>

<p>を進めようとしている。</p> <p>適正な施設規模の算定にあたっては、このことも勘案する必要があると考える。</p>	<p>はこれからとなるため、今回の水道事業ビジョン改定期間である令和 9 年度までの取組に反映することは難しいといえますが、考慮することは必要となります。</p> <p>そのうえで現時点で計画している「立地適正化計画」に沿った整備事業は次のとおりです。</p> <p><b>【市内 3 つの駅周辺に安全安心な水道水を供給するための整備（集約型）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒磯駅周辺に水道水を配水する鳥野目浄水場では老朽化した施設及び設備の更新を計画。</li> <li>・那須塩原駅周辺に配水する高林系統では、那須高林産業団地や新庁舎建設を見据え水需要の変化を考慮し、配水池の更新を計画。</li> <li>・西那須野駅周辺に配水する千本松浄水場及び低区配水池では更新を計画しつつ、現状の安全安心な水を供給するため、日々の維持管理を徹底。</li> </ul> <p><b>【人口減少傾向にある地区におけるダウンサイジング】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関谷・大貫金沢・宇都野地区での配水管のダウンサイジング及び施設統合（北那須水道への切替）に伴う既存施設の廃止を計画。</li> </ul>
<p><b>P3 基本目標「お客様サービスの向上」</b></p> <p>アンケート集計結果で「安全」と「水道料金」に各 7 割程度の市民が関心を持っていることから、積極的な広報活動の中に HP や広報紙等のみだけでなく、「市民参加・体験型イベントの充実」も追加してはいかがか。</p>	<p><b>意見のとおり</b></p> <p>※実現方策の実施予定スケジュールへの追加ではなく、水道事業ビジョン改定原案本文中へ記載することを予定しております。</p>
<p><b>P3 実現方策「技術の継承」</b></p> <p>せっかく予定事業に「専門性の高い人材の確保」を掲げているので、庁内研修(OJT)の他に、日本水道協会等主催の専門研修(OFF-JT)や資</p>	<p><b>修正なし</b></p> <p>※ご意見のあった日本水道協会等主催の専門研修や資格取得研修については、実現方策「水道事業の継続性の確保」予定事業「専門性の</p>

<p>格取得研修も取り入れた資質の向上も目的とした水道事業職員に特化した研修体系を策定してみたらいかがか。</p>	<p>高い人材の確保」にて、積極的な活用に取り組むことを予定しております。</p> <p>また、外部組織主催の専門研修にて学んだ知識を市上下水道部内にも共有、伝達していくことで市水道事業全体としての資質向上も図ってまいります。</p> <p>※第2回審議会資料「表1 水道事業ビジョン前期の評価報告と今後の方針」P3中「専門性の高い人材の確保」の「今後の方針」参照。</p>
---	---

## ② 財政収支の見通しについて

意見あり 2名      意見なし 11名      (委員全 13名)

※提出意見とその対応については、下記表のとおりです。

意 見	対 応
<p><b>全体</b></p> <p>収益的収支と資本的収支という言葉に初めて接し、調べて資料を読んだが、説明なく理解するのは難しく思った。</p> <p>ポイントだけでも教えてほしい。</p>	<p><b>修正なし（質問への回答とする）</b></p> <p>※収益的収支…企業の経営活動に伴って発生する収入及び支出であり、経営活動に及ぼす効果が1事業年度だけのもの。具体的には水道料金、施設の維持管理費、職員給与費など。企業としての経営成績を表す損益計算書へ反映される。</p> <p>資本的収支…住民に対するサービスの提供を維持するために要する建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等を示すものであり、収入及び支出の効果が長期間にわたるもの。具体的には借入金、水道管の布設や浄水場等施設の建設などの工事費、借入金元金の返済など。</p> <p>財政状態を表す貸借対照表へ反映される。</p>

	<p>※通常資本的収支は赤字となることから、不足額の補てんが必要となります。その補てん財源となるのが収益的収支にて発生する黒字（純利益）等であり、新たな施設の整備を行うためにはこの純利益の一定額の確保が必要となります。</p>
<p><b>P4 (1) 収益的収支</b> 令和元年度の浄水発生土の処分とはどのように行ったのか。</p>	<p><b>修正なし（質問への回答とする）</b> ※浄水過程において原水中の不純物を凝固化した時に発生する浄水発生土の処分は、放射性物質検査（濃度 100Bq/kg 未満）を実施後、産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に処分を委託しています。処分業者から中間処理（造粒固化）後の最終処分方法（埋立て、再生利用等）の報告を受け、承諾し最終処分を行いました。また、高濃度（8000Bq/kg 未満）のため一時保管していた過年度の浄水発生土について、処分業者が見つかったため同じ過程で処分（212.39 t）しました。</p>
<p><b>P8 表 2-3 水需要の推計結果</b> 工場用水量が R7→R8 に増加に転ずるのは何か根拠があるのか。</p>	<p><b>修正なし（質問への回答とする）</b> ※市が進めている「那須高林産業団地」への企業誘致事業にて現在 8 区画中 4 区画の売却先が決定しております。当該契約には、契約から 5 年以内に操業する条件があることから、遅くとも令和 8 年度には給水開始ができ、工場用水量が増加すると見込んだものであります。</p>

### ③ その他（今後の審議会開催スケジュール）について

意見なし 13 名（委員全 13 名）

## ■会長所見

「那須塩原市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）」は、平成 29 年度～令和 8 年度を計画期間としています。このたびの当該計画期間中での審議会審議は、事業の進捗状況と事業環境の変化に応じた見直しを図るとともに、「那須塩原市水道事業経営戦略」（平成 29 年度～令和 8 年度）とも連動させて、その検証を図りつつ計画期間を超えた投資・財政見通しを再確認し、計画の実効性をより一層高める趣旨により行われたものです。

その結果、改定後計画期間内（11 年間）においては、現行料金水準（資料では「料金体系」と表記されている。）のもとで、必要な維持管理事業や更新事業などを執行したとしても、収益的収支で黒字を維持し、かつ、資本的収支の不足額をカバーできるだけの総合資金収支の黒字を確保できる見通しとなりました。しかし、計画期間終了後の令和 12 年度に、現行料金水準では給水原価を回収することができなくなり、その結果として令和 15 年度には、収益的収支が赤字に転じることが推計されます。

こうした計画期間を超えた長期の投資・財政見通しを踏まえ、現行計画期間内において次期計画に向けた投資・財政の総合的な検討を早期に開始し、ライフラインとしての那須塩原市水道事業の持続性を将来にわたって確保する必要があります。このことは、次世代に対するわれわれの責務であると考えます。